

贈与とは～事例編～

今回も、前回の続きを見ていきます。

【5】特殊だね贈与税

第9条 ……対価を支払わないで、又は著しく低い価額の対価で利益を受けた場合においては、当該利益を受けた時において、当該利益を受けた者が、当該利益を受けた時における当該利益の価額に相当する金額（対価の支払があつた場合には、その価額を控除した金額）を当該利益を受けさせた者から贈与（当該行為が遺言によりなされた場合には、遺贈）により取得したものとみなす。

これは相続税法の規定です。（贈与税は相続税法の範疇だというのもここで思い出しましょう！！）
むずかしい文章ですが、つまりは「あげた」「もらった」という意思はともかくとして、実態としてもらっているんだったらそれは贈与だとみなします（つまり贈与税を納めてください）と言っています。

【6】こんなものが贈与になります

社長が借入金を免除した！！

（有）藻屑は同族会社で社長（波兵衛）と専務（カツオ）が役員です。藻屑社の株式も波兵衛とカツオが半分ずつ持っています。最近会社の業績が悪いので、波兵衛は会社に対する貸付金を免除することにしました。その結果、会社側では利益が発生し、波兵衛とカツオが所有する株式の価値が300万円ずつ上昇しました。

波兵衛からカツオに300万円の贈与があったものとして取り扱われます

車が欲しい！！

ワガメは車が欲しいのにお金がありません。なのでプネに300万円借金をして車を買いました。親子ということで元本だけを返せば良い事にし、無利息としました。

プネからワガメに利息分の贈与があったものとして取り扱われます

（利息の額が少額の場合・課税上弊害が無い場合には課税されません）

ワガメが買うならボクも車が欲しい！！

カツオも車が欲しいのにお金がありません。なので波兵衛から1,500万円を借金して車を買いました。もともと1,500万円なんて返せるはずも無く、いわゆる『ある時払いの催促無し』といった状況です。

波兵衛からカツオに1,500万円の贈与があったものとして取り扱われます

名義は半分こ

会社員のマズオと専業主婦の妻ササエは念願のマイホーム（4,000万円）を買うことにしました。頭金はマズオの給料からコツコツ貯めていた貯金を使い、残りはマズオが35年ローンを組みました。ササエの内助の功もあり購入できるマイホームなので、名義はマズオとササエで半々にしました。

マズオからササエに持分2,000万円の贈与があったものとして取り扱われます

親の家を子供が改築

ワガメは波兵衛と同居しています。自宅は波兵衛の所有ですが、古くなり所々痛んできています。心優しいワガメは波兵衛のためにバリアフリーの工事もしたいということで、2,000万円出し自宅を改築することにしました。

ワガメから波兵衛に2,000万円の贈与があったものとして取り扱われます

『のこらず鬼を攻めふせて、分捕り物を えんやらや 』 これは強奪だから贈与不成立ですね

